

○大石田町空き家バンク制度要綱

(平成28年4月1日要綱第20号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、大石田町内の空き家の有効活用を通して、移住・定住の促進、地域環境保全及び地域活性化を図るため、大石田町空き家バンク制度（以下「空き家バンク」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内において個人が居住を目的として取得し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）建物及びその敷地、建物の跡地又は、町長が特に認めるものをいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク この要綱の定めるところにより、空き家の売却、賃貸等を希望する所有者等から申し込みを受けた情報を、町内へ定住等を目的として、空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に紹介を行なう仕組みをいう。
- (4) 空き家バンク登録台帳 所有者等により登録された利活用可能な空き家の情報を管理するものをいう。
- (5) 空き家バンク利用希望者台帳 空き家バンクにより、空き家への入居等を希望する者の情報を管理するものをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(物件登録申込等)

第4条 空き家バンクに空き家に関する情報を登録しようとする所有者等（以下「申込者」という。）は、空き家バンク登録申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。ただし、登録を申し込むことができる者は、町税等を滞納していない者に限る。

- (1) 空き家バンク登録カード（様式第2号。以下「登録カード」という。）
- (2) 身分を証するものの写し
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 所有者等が次に掲げる者である場合は、前項の申込書を提出することができない。

- (1) 暴力団（大石田町暴力団排除条例（平成24年大石田町条例第2号）第2条第1項第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（大石田町暴力団排除条例第2条第1項第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（物件登録）

第5条 町長は、前条第1項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは空き家バンク登録台帳に登録するもの

とする。

- 2 町長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク登録完了通知書（様式第3号）により当該申込者に通知するものとする。
- 3 町長は、第1項の規定による登録をしていない空き家について、空き家バンクによることが適当と認めるときは、所有者等に対して空き家バンクへの登録を勧めることができる。

（登録事項の変更の届出）

第6条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた申込者（以下「登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク登録変更届（様式第4号）に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、町長に届け出なければならない。

（空き家バンクの登録の取消し）

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの登録を取り消すとともに、空き家バンク登録抹消通知書（様式第5号）により当該登録者に通知するものとする。ただし、第3号に該当することにより登録の取り消しを受けた場合は、改めて第4条第1項の規定による登録の申込みを行うことにより、再度登録することができるものとする。

- (1) 登録者より空き家バンク登録抹消届（様式第6号）の届出があったとき。
- (2) 売買及び賃貸借が成立し、所有権その他の権利に異動があったとき。
- (3) 空き家バンク登録台帳に登録した日から3年が経過したとき。
- (4) その他町長が適当でないと認めたとき。

（登録空き家情報の公開等）

第8条 町長は、空き家バンク登録台帳に登録された情報（以下「登録情報」という。）の一部を、大石田町のホームページ及び広報紙等により公開することができる。

2 前項の規定により公開する登録情報の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 登録番号
- (2) 賃借又は売却の別
- (3) 所在地（字まで）
- (4) 写真
- (5) 希望価格
- (6) 概要（築年、構造、間取り等）
- (7) 利用状況
- (8) 設備
- (9) 主要施設等までの距離
- (10) 地域における負担金、共同作業等の概要

（空き家バンク利用申請の要件等）

第9条 空き家バンクにより空き家を利用しようとする利用希望者（以下「利用希望者」という。）は、次の要件を満たしていなければならない。

- (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、大石田町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者
- (2) 空き家の存する地域の一員として、必要に応じ、地域組織の運営にかかる経費の負担並びに共同作業等への参加ができる者

- (3) 国税及び地方税並びに公共料金を滞納していない者
 - (4) 第4条第2項各号に掲げる者でないこと
 - (5) その他町長が適当と認めた者
- (空き家バンク利用希望の申込み等)

第10条 利用希望者は、空き家バンク利用登録申込書（様式第7号）に誓約書（様式第8号）および身分を証するものの写しを添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申込みがあった場合、前条の要件を満たす者と認めるときは、空き家バンク利用希望者台帳（以下「利用希望者台帳」という。）に登録するものとする。
 - 3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク利用登録完了通知書（様式第9号）により、当該利用希望者に通知するものとする。
 - 4 空き家バンク利用の交渉権は、申込受付順を優先とする。
- (利用登録事項の変更)

第11条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた利用希望者は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク利用登録変更届（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

(利用登録事項の取消し)

第12条 利用希望者は、利用希望者台帳から登録を抹消するときは、空き家バンク利用登録抹消届（様式第11号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、利用希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク利用登録抹消通知書（様式第12号）により当該利用希望者に通知するものとする。
 - (1) 利用希望者より前項の規定による届出があったとき。
 - (2) 利用希望者が、第9条第1項各号の規定に該当しなくなったとき。
 - (3) 利用希望者が、空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
 - (4) 利用希望申込内容に虚偽があったとき。
 - (5) 利用登録から3年を経過したとき。但し、改めて登録申し込みを行うことにより再登録した場合はこの限りではない。
 - (6) その他町長が適当でないとして認めるとき。

(空き家登録者と利用希望者の交渉等)

第13条 町長は、空き家登録者と利用希望者との空き家等に関する交渉並びに売買及び賃貸借の契約については、直接これに関与しないものとする。

- 2 空き家に係る交渉及び契約に関する一切のトラブル等については、当事者間で誠意をもって解決するものとする。
 - 3 空き家登録者又は空き家登録者の代理若しくは媒介を行う者は、交渉等の結果について遅滞なく町長にその内容を報告しなくてはならない。
- (個人情報保護)

第14条 空き家登録者、利用希望者及び空き家バンク登録台帳又は空き家バンク利用希望者名簿に記載された個人情報の取扱いについては、大石田町個人情報保護条例（平成15年大石田町条例第3号）の定めるところによる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

空き家バンク登録申込書

[別紙参照]

様式第2(第4条関係)

空き家バンク登録カード

[別紙参照]

様式第3(第5条関係)

空き家バンク登録完了通知書

[別紙参照]

様式第4(第6条関係)

空き家バンク登録変更届

[別紙参照]

様式第5(第7条関係)

空き家バンク登録抹消通知書

[別紙参照]

様式第6(第7条関係)

空き家バンク登録抹消届

[別紙参照]

様式第7(第10条関係)

空き家バンク利用登録申込書

[別紙参照]

様式第8(第10条関係)

誓約書

[別紙参照]

様式第9(第10条関係)

空き家バンク利用登録完了通知書

[別紙参照]

様式第10(第11条関係)

空き家バンク利用登録変更届

[別紙参照]

様式第11(第12条関係)

空き家バンク利用登録抹消届

[別紙参照]

様式第12(第12条関係)

空き家バンク利用登録抹消通知書
[別紙参照]